

イギリスにおけるソーシャル・ アドミニストレーション研究教育

星野 信也

はじめに

ここでは、イギリスにおける最近の社会福祉の動向について、「社会福祉学」研究教育の動向に絞って論述する。それはイギリスの社会福祉学、「ソーシャル・アドミニストレーション」の再編、すなわち、ソーシャル・ポリシーとソーシャルワークの融合と分解の過程ということができる。

1. ソーシャル・ポリシーとソーシャルワークの融合＝ソーシャル・アドミニストレーション＝コンセンサスの時代

第1次世界大戦前のイギリスは、まだまだ大英帝国の覇権を誇っていた。だが、有名なローントリー調査結果が示す通り、国内に深刻な貧困問題を抱えていた。

そのイギリスで、1912年、最初の社会福祉学部、ソーシャル・アドミニストレーション学部 Department of Social Science & Administration (以下 DSSA)、がロンドン大学の名門校、ロンドン政治経済大学 (London School of Economics & Political Science: 以下 LSE) に設置されたのは、インドの大財閥タタの設置したラタン・タタ財団からの寄付金によるものであった。寄付は、もともと、同財団がインド・バンカローに設立していた科学技術研究所に社会・経済研究所を新設するよう用意されたものであったが、同研究所の拒

否に会って宙に浮く形となっていた。たまたま、インド旅行中であったベアトリス・ウェブ (Beatrice Webb) によって、それは、結局、LSE に導入されることになった。

LSE にDSSAが新設されるにあたって、LSE とラタン・タタ財団の外にもう一つの核が加わった。それは慈善組織教会 (Charity Organization Society: 略称COS) が1903年から経営してきたイギリス最初のソーシャル・ワーカー養成校、社会学校 (School of Sociology) であった。これによって、イギリスの社会福祉学研究教育は、社会・経済問題研究とソーシャル・ワーカー養成とが同居する形でスタートすることとなったが、学部の名称は1919年に、ソーシャルワーク学部ではなく、ソーシャル・アドミニストレーション学部と決定された。

第2次大戦後の福祉国家形成は、社会福祉学研究教育を社会福祉政策研究に大きく傾斜させることになった。大学教育を受けたことのないR. M. ティトマス (Richard M. Titmuss) が、1950年、ロンドン政治経済大学に最初の専任教授として迎えられ、社会福祉サービス研究にかかわって、ティトマス学派と呼ばれる一大学派を形成することになる。しかし、そこで形成された学問分野が、一致して、「ソーシャル・アドミニストレーション (Social Administration)」すなわち社会福祉行政論として確立するようになったのは、主として次の理由による。

- (1) 福祉国家に対する広範な国民的コンセンサスを背景に、ソーシャル・サービスの諸問題は、もっぱら政治からは中立なアドミニストレーションの問題と考えられた。
- (2) COS の社会学校のソーシャル・ワーカー養成を引き継いでいたから、社会問題とそれに対する社会福祉政策の研究教育に専念できず、第1線ソーシャル・ワーカーの実践をも視野に入れた「ソーシャル・アドミニストレーション (社会福祉行政論)」が、いっそう適切な表現と考えられた。

かくて、ソーシャル・ポリシー研究とソーシャルワーク教育の融合の上にソーシャル・アドミニストレーション研究教育体系が確立していった。1961年にLSE 社会福祉行政論教授に昇格したD. V. ドニソン (David V. Donnison)

は、アドミニストレーションをきわめて広義に政策、ポリシーと第1線の実践を含めて解釈することで、ソーシャル・アドミニストレーションの研究分野を定義していた。

「一般の用法でアドミニストレーションという用語は、他の課業 (work), たとえば「政策決定」あるいは「プロフェッショナルな課業」と対照される特定の課業をいう場合が多い。この用法はアドミニストレーション過程の多様な側面や行政組織のハイラーキーのさまざまな地位に応じて求められる機能を区分するうえで有用であるが、それはアドミニストレーションの真摯な研究者の研究課題を制約し、混乱させることになる。研究者にとってアドミニストレーションは、研究する課業の性格及び成果を決定づけるあらゆる活動と影響力を含むものでなければならない。研究者は、行政過程に参加し、その結果に貢献する者が、アドミニストレーターと呼ばれるかどうかとか研究対象機関の職員であるかどうかにかかわらず、すべての者に関心を払わねばならない。」「政策決定者 (Policy-makers)」および「プロフェッショナル職員」の活動は、アドミニストレーターと呼ばれる職員の活動とまったく同程度にアドミニストレーション過程の一部なのである。受付、事務職員、地域事務所職員、そしてサービスの利用者も同じくこの過程の一部であって、アドミニストレーション研究者はそのすべてに関心を払うべきである。」¹⁾

1970年代には、1960年代末の大学紛争もひとつの契機となって、上述の福祉国家に対する広範なコンセンサスが次第に失われてくる。そうしたなかで、晩年のティトマスは、ポリシーとアドミニストレーションを明確に区分しつつ、なお、ソーシャル・ポリシーとアドミニストレーションがソーシャル・アドミニストレーションというひとつの統合課題を構成するものとしていた。

「ソーシャル・ポリシーは、相矛盾する政治目的、政治目標間の選択の問題およびそれら目的、目標がいかに形成されるか、あるいは経済人のニーズと欲求を社会人のニーズと欲求から社会、文化的に区別するよい社会ないしはよい社会部分の構成要件は何か、を研究する。他方、ソーシャル・アドミニストレーションは、主としてわれわれが「ソーシャル・サービス」と呼ぶサービスを対象者に供与し到達させる組織、機構の研究にかかわっている。……だが、ソー

シャル・アドミニストレーションの研究対象は、決して方法、手段の問題に限定されない。セレクトィビティとユニバーサリティの議論には価値観が含まれており、それは目的と方法の両者を検討するのでなければ論じ得ない課題である。積極的差別策 (positive discrimination), インテグレーションそして分離 (segregation) にはメリットとデメリットがあり、サービスをどのように供与すべきかの問題を越えて、そのサービスがそれを最も必要とする市民に到達するかどうか、すなわち、実際のサービス分配 (delivery) をいかにして確保するかの問題を含めて論じなければならない。」²⁾

2. ゼネリシズムの普及—縦割区分と横割階層区分の否定

LSEのDSSAには、1950年当時、3つのいずれも小規模なソーシャルワーク・コースが付属していた。DSSA 本体は、① いわゆる大学入学資格試験 (General Certificate of Education = GCE) にパスした学生を対象とする通常の3年間の学士コースと、② GCE外で入学を認められた学生が2年、そして大学の社会科学系学科を卒業したいわば大学院生が1年で終了する資格証 (certificate) コース、の2コースから構成されていた。他方、ソーシャルワーク・コースは、通常、大学修了者を対象とする1年間のプロフェッショナル教育コースであるが、それは、③ 1929年に始まった精神保健コース、すなわち精神保健ソーシャルワーカー養成中心のコース、④ 1948年児童法が地方自治体に一斉に児童部を作った年に内務省の要請で10年間の期限付きでスタートした児童ケア・コース、やはり児童相談クリニックで働く精神保健ソーシャルワーカー養成中心のコース、そして⑤ 1954年に英国カーネギー財団の資金援助で4年間の試行として成立した応用社会科学コース (an applied social studies course), 原則として精神保健ソーシャルワーカー以外のソーシャルワーカー養成を目標としたコース、の3つで構成されていた。

当時、これらソーシャルワーク・コースの存在が、ソーシャル・アドミニストレーション学部DSSAの学問的地位を押し下げていたという。ソーシャルワーク・コースの教員は、ヤングハズバンド (Younghusband), マクドゥーガル

(McDougall) など名声のある人々であったが、「その名声はもっぱら学外のプロフェッショナルな専門性に対する評価で、学術的な研究論文発表によるものではなかった。また、ソーシャル・アドミニストレーションの研究教育が学内他学部との協同を深めたのとは異なり、ソーシャルワーク・コースは学部のアカデミックな活動にも十分には溶け込めないうでいた。学部関係者であったドニソンのみた限りでも、ソーシャルワーク教員がむしろ学外の現業機関や中央・地方政府機関との関係が続けていたことが、「ソーシャルワークは大学内に仮住いしている」が、その重心はむしろアカデミックな世界の外にあるという印象を強めることになっていた。」³⁾

精神保健コースの教員3人、児童ケア・コース2人、応用社会科学コース2人のうち、学部本体の授業に参加しているのは1人だけであった。また、3コース相互間で授業を協同で行うこともなく、学部内では、かねてから3コースの間に不合理な重複があると考えられていた。とりわけ新しい児童ケア・コースは、実習現場のスーパーバイザー (supervisor) を、著名講師を擁する他の2コースと争うことになっていた。3コースの教員のうち応用社会科学コースを率いるヤングハズバンドは、LSE に誰よりも長くおよそ25年間在籍し、講師の称号に加えてただ一人上級テューター (senior tutor) の称号を与えられていた。彼女は、既に少年裁判所判事としても高名であり、内外でソーシャルワーク教育の「権威者 (authority)」として認められていたが、自身はソーシャルワーカー資格も経験も持たないということがあり、必ずしも他のソーシャルワーク・コース教員の支持を得ておらず、反面で、決してソーシャル・アドミニストレーション・コースの一員であることもなかった。ヤングハズバンドは、「彼女自身、まったくユニークに、ソーシャルワークのソーシャル・ポリシーの専門家であった」⁴⁾ のである。ドニソンは、ヤングハズバンドを看護におけるナイティンゲールに例えている。⁵⁾ 彼女のソーシャルワーク統合の考え方は、1959年の「ヤングハズバンド報告 (Report of the Working Party on Social Workers)」⁶⁾ に場所を与えられ、さらにそれが1962年訪問看護、ソーシャルワーク (養成) 法に取り入れられたから、かえってLSE 外で急速な全国的広がりを見せる。

ティトマスは、かねてからヤングハズバンドが主張してきた統合コースのア

アイデアを入れて、3つのソーシャルワーク・コースをひとつのゼネリック・コースに集約することを決断する。それが学部の一統性をも高めることになると期待したからである。しかし、1957年1月、ティトマスは3コースの段階的統合と、ヤングハズバンドではなくマクドゥーガルを新しい統合コースの責任者とする決定を公にする。この決定を聞いたヤングハズバンドは直ちに辞意を表明し、ソーシャルワーク・コースは、しばらく混迷を続けることになった。応用社会科学コースの存続、他のコースの吸収と考えるグループと、3コースの学部本体への統合と考えるグループの対立が続いたからである。

ティトマスは応用社会科学コースに新しい講師を迎えようとするが、学部の財源難から実現しなかった。この時採用を予定されていたのが、20年後にLSEのソーシャルワーク研究講座教授に迎えられたロバート・ピンカー (Robert Pinker) その人であったことは、興味深い事実である。

結局、ティトマスの統合ソーシャルワーク・コースのイニシャティブは、LSEではゆっくりとしか進まなかった。応用社会科学コースは、残ったもう一人の講師がヤングハズバンドに代わってコース責任者を勤めて翌年大学を去った後、学部准教授 (Reader) であったドニソンが次の1年を代行し、1959年には児童ケア・コースと統合した。同年、精神保健コースの責任者であったマクドゥーガルが、ソーシャルワーク教育 (Social Work Education) 担当講師として、両コースの責任者となり、カリキュラムの重複する部分は共同授業を行うようになっていく。2つのコースがソーシャルワーク研究修了証 (Diploma in Social Work Studies) コースに統合されたのは、ようやくシーボム改革を控えた1970年であった。マクドゥーガルは、後に、助教授 (a Senior Lecturer)、そして准教授に昇格した。それは、応用社会科学コースが次第に学部本体に統合されていったことを示している。1978年、先述のロバート・ピンカーがソーシャルワーク研究講座教授に迎えられて、一応の学部統合が完成した。

その間、前述の1962年訪問看護、ソーシャルワーク (養成) 法を受けて、イギリス全土で大学の外に2年間のソーシャルワーカー養成コースが多数作られていった。別に、全英ソーシャルワーク養成機関 (National Institute for Social Work Training:民間) が設立され、ソーシャルワーク・コース資格証

(Certificate in Social Work=CSW)を出すようになる。

統合ソーシャルワーク・コース構想は、他方で行政面の統合に道を開くこととなり、シーボム委員会報告 (Report of the Committee on Local Authority and Allied Personal Social Services: 委員に2人のLSE 卒業生が加わっていた) に色濃く反映された。ドニソンによれば、教育におけるゼネリシズムが先行していなければ、地方自治体ソーシャル・サービス部 (Social Services Department) の構想すら生まれなかったかもしれない。⁷⁾

行政改革と並行して全英ソーシャルワーク養成機関は、1971年にソーシャルワーク教育・養成中央協議会 (Central Council for Education and Training in Social Work=CCETSW) に改組され、ゼネリック・コースであることを新たなソーシャルワーク資格証 (Certificate of Qualification in Social Work=CQSW) 認定の要件としたから、他の大学にも統合ソーシャルワーク・コースが急速に波及し、1970年代終わりまでにはほぼ全国に普及する。

児童ケア、精神保健ソーシャルワーク、司法ソーシャルワーク (Probation)、医療ソーシャルワーク (almoners) 等と縦割に進んできた専門職が、2年間の専門養成コース、大学教育、そして大学院教育と、横割の階層区分の道を開いたといえる。それは、ヤングハズバンド報告の提示したソーシャルワークの3階層区分、①「直接的で明白なニーズ」に対するソーシャルワーク、②「より複雑で訓練を受けたソーシャルワーカーの体系的援助を必要とする問題」に対するソーシャルワーク、③「熟練したケースワークを必要とする特に困難な問題」に対するソーシャルワーク、という3層にほぼ対応するものである。しかし、司法ソーシャルワーカーの経歴を持つとはいえ、10余年をアカデミズムで過ごしたピンカーのLSE教授就任に、全英ソーシャルワーカー協会 (British Association of Social Workers) のみならずCCETSWも異議を唱えたことから明らかなように、大学教育とCCETSWあるいは大学外養成コースとの競争関係が強まり、ゼネリシズムはむしろ養成レベルにおける縦割も横割も否定する形で支配的となっていく。

3. ソーシャルワークの多様化と混迷

シーボム委員会報告は、いわばソーシャルワーク界のコンセンサスないし楽観論に乗じて用意され、公式に受け入れられたが、基本的部分に重大な欠陥をはらんでいた。それは、第1に、報告が改革の財性的意義を明確化することを怠り、第2に、その設定した余りに広義のソーシャルワークが必要とする理論と実践技術についてなにも明らかにできなかったことである。精神分析を基礎とした伝統的ケースワークが、ソーシャル・サービス部の広範な活動に適合できないことは明白である。

イギリスにおけるソーシャルワーク統合の動きは、アメリカのソーシャルワーク理論に敏感に反映し、ピンカス (A. Pincus), ミナハン (A. Minahan), ゴールドスタイン (H. Goldstein), スペクト (H. Specht), ヴィッカーリー (A. Vickery) 等によって、相次いで「システム理論 (systems theory)」「統合理論 (unitary or integrated approach to social work)」が導入された。これらは統合されたソーシャルワークに理論ベースを提供するものとしてイギリスでも広く迎えられたが、基本的にはシステム内の諸変数の相互依存関係を強調するばかりで、ソーシャル・サービス部の幅広いサービスにおける評価、プライオリティ設定に実用化するには程遠いものであった。

ソーシャル・サービス部は、誰のどんなニーズにも答えるというシーボム委員会のゼネリシズムへの楽観的期待に反して、それまでシンデレラ・グループにとどまっていた高齢者、障害者のサービス・ニーズに圧倒されることになった。そして、マリア・コルウェル (Maria Colwell) 事件に始まった児童ケアにおける一連の悲劇的事例が、ゼネリシズムの理想追求の半面で、個別専門性の貴重な遺産が失われてしまったことを浮き彫りにした。システム理論も統合理論も、研究の枠組み (approach) を示したに過ぎなかったものが、いったんカリキュラムに取り入れられると「学説 (doctrine)」として硬直化した。

他方、1970年代にはラディカル・ソーシャルワーク理論が支持基盤を広げる。それに大きな契機を与えたのは、政府が試みたコミュニティ開発プロジェクト

(Community Development Project)であった。プロジェクトの中間報告は、次のように述べている。「全国のコミュニティ開発プロジェクトは、貧困と都市衰退地域の問題について、政府の貧困対策プログラムとは異なった認識を強めた。このコメントと共に提案される将来計画は、現存プロジェクトが例外なくその地域を社会病理で説明することに挑戦したことを示している。貧困は今日の政治経済システムに厳存する基本的不平等の結果であり、労働者階層が苦しんでいる状況はこうした社会的不平等がもたらしたものである。既存の社会福祉サービスの協同関係を改善してみても、せいぜいマージナルな影響しか及ばないであろう。プロジェクトの経験は、労働者階層の行動を呼び起こすのでなければ、政策に影響を与え、技術的に変動に働きかけることの意義は乏しいことを明らかにした。われわれは曖昧な表現に過ぎない政策形成への「参加 (participation)」「参画 (involvement)」を目標とするのではなく、情報と資源を提供して集団が自らの要求を掲げ、直接、変化を促す活動 (action) を起こすことを目指すべきである。」⁸⁾

ラディカル・ソーシャルワークにおいては、ケースワークは「政治的鎮静化 (political quietism)」「対象者の病理として認識 (pathologizing the client)」「社会的規制と抑圧の不正な体制を維持 (sustaining unjust systems of social control and repression)」などの抑制的機能を果たす、と批判される。それは、システム理論における変化をもたらすもの (change agent) というソーシャルワークの役割を、システム自体に向けるものである。

かくてソーシャルワーク理論は、基本的に人間関係を重視する伝統的ケースワーク論と社会体制まで視野にいれようとするラディカル・ソーシャルワーク論の間で混迷を深めることになる。第1に、おおまかながら成立していたソーシャルワークの意義、役割についてのコンセンサスは失われ、第2に、ラディカリズムの平等主義志向から、専門職それ自体のエリート主義が退けられることになった。

1980年代前半、ソーシャルワークの役割に関する委員会が相次いで報告するが、いずれもソーシャルワークの定義に失敗する。1982年のバークレー報告 (Barclay Report)、1983年のパースロー報告 (Parsloe Report) がそれであ

る。⁹⁾ 後者は、むしろ「ソーシャルワークとソーシャル・サービスの伝統的区分は、過去には適当であったかもしれないが、今日ではもはや不適當である。」¹⁰⁾と主張する。これら委員会における意見対立は、ある程度まで大学のエリート教育志向対 CCETSW のマス養成志向の相克というべきかもしれない。

4. ソーシャル・アドミニストレーションの多元化

ソーシャル・アドミニストレーションも、1970年代以降、およそ3つの立場から批判を受ける。それは、①マルキシズム、②フェミニズム、そして③マネタリズムである。①②は、いずれも社会問題の原因を社会経済体制に求め、社会福祉政策の改善には多くを期待しない点で、まとめてラディカリズムと呼ばれることが多い。それに対して③の立場は、サッチャーリズムを支えた保守主義である。

ラディカリズムは、1950年代、60年代のコンセンサスの背景にあった暗黙の前提を批判する。「社会福祉政策はその意図、結果において常に慈善的である」「ソーシャル・サービスの拡大は常に社会問題解決の最善の方法である」「社会問題あるいは社会的ニーズの概念は疑問の余地なく客観的なものである」「社会改革は国家の改良活動を通して達成され得る」などの仮設を批判し、ティトマス学派自体がひとつのイデオロギィであることを指摘する。

フェミニズムは、児童の性的虐待事例がこれまでの問題認識を覆すほど数多いことを実証し、その原因を家族を越えた性差別の社会体制に求める。そして、それは階級差別、人種差別と同根と捉えて、幅広い社会的連帯の必要性を訴える。イギリスのクリーブランド (Cleveland) で1987年に起きた120件を超える性的虐待ケースの事件は、結果的にその多数が誤診と判断され、医学およびソーシャルワークにおける個別専門性の問題を再提起することになったが、他方で、性差別問題の広がり強くアピールするものとなった。¹¹⁾

保守主義は、新古典派経済学に依拠し、福祉国家の「効率」を問題として取り上げる。福祉国家が必ずしも所期の目的を達成していないという疑念が高まったからである。予想に反して、貧困は消滅しない、ホームレスは増大し問題は

いっそう深刻化する、教育の機会均等は一向に実現されない、保健医療サービスのアクセスの不均等はなかなか解消されない。先に挙げたユニバーサリティ対セレクトィビティの選択は、国家が効率的であることを前提として初めて成立する。もし国家の効率性が疑われるとすれば、ユニバーサリティはセレクトィビティに道を譲らなければならない。児童給付は据え置かれ、代わって所得援助 (Income Support System) がある程度の比重を期待され、所得比例制年金 (System of Earnings Related Pension) はできるだけ民間企業に委ねられる。公営住宅は、まず居住者に分譲され、残った住宅はさらに居住者の家主選択 (tenants' choice) に任される。住宅政策自体、公営住宅という現物給付から住宅給付という現金給付に転換され、援助を必要とするものにターゲットされる。

サッチャーリズムは、社会福祉政策が、研究者の調査した社会ニーズに対する純真な対応や第1線で働くワーカーのフィードバックの産物ではあり得ず、なによりも政治的政策判断の産物であることを如実に実証した。

5. 学会の再編成：アドミニストレーションへの告別

新設大学やポリテクニックが出揃った1967年、ソーシャル・アドミニストレーション学会 (Social Administration Association) が結成された。しかし、学会誌の名称はジャーナル・オブ・ソーシャル・ポリシー (Journal of Social Policy) となった。

その学会名が、1987年、20年ぶりにソーシャル・ポリシー学会 (Social Policy Association) に変更された。サッチャーリズムがソーシャル・サービスを政治化した影響の現れである。それを決定した学会総会后、LSE のグレンナスター (Howard Glennerster) は、学会誌「ソーシャル・ポリシー」にソーシャル・アドミニストレーション学会に対するレクイエムを書いている。「ソーシャル・アドミニストレーション学会は、集団的社会給付ないし社会サービスが有効であるというオプティミズムの絶頂期に設立され、集団的社会活動に対する期待がどん底の時期に終焉を迎えた。学会年次総会に出席していた学

会員の大多数は、おそらく名称の変更が歴史の流れを変えるきっかけになると期待したのであろう。……だが、ソーシャル・サービスが大衆の支持を失ったのは、われわれが学会誌で説得力と理性を込めて社会的公正の問題を説き、詳細に貧困問題の深刻さを訴えることに失敗したからではない。なによりも、ソーシャル・サービスが利用者の自尊心を傷つけるばかりかまったく非効率なものであったからである。……この夏、筆者は、イギリス各地の不潔な公営住宅団地を歩き回ったが、そこではダスト・シュートは詰まって使いものにならず、エレベーターはゴミだらけであり、バングラデッシュ人の家の壁は人種差別の落書きだらけであった。多数の公営住宅居住者が現になにも使えず、将来も使いものになりそうにない団地で生活している。こうした状況を放置する官僚制のインセンティブについて基本的疑問を提起しないではおられない。……ソーシャル・アドミニストレーションの教師たちがゴミ処理コースを持つべきだということではなく、もっと公共部門やノン・プロフィット組織のあり方に研究関心を向けるべきだということにつける。……利潤動機や競争のテストなしに効率への動機づけを維持するには、いったいどうしたらよいのであろうか。」¹²⁾

ここで観察されていることは、一部、最近の東ヨーロッパにおける社会主義の混迷とも相通ずるものがあるが、学会名変更が象徴するソーシャル・アドミニストレーションのソーシャル・ポリシーへの急傾斜は、政策やアドミニストレーションに対する第1線ワーカーのフィードバックへの期待の収縮、ひいては学問分野としてのソーシャル・アドミニストレーションのソーシャルワークからの分離を意味するというべきである。

6. ソーシャルワーク教育と大学：ゼネリシズムの方向転換

大学教育と大学外養成コース間の対立は、1980年代後半にいつそう高まっている。そのきっかけは、マリア・コルウエル以来30ケースにも及ぶ児童虐待ケースに関する調査報告がソーシャルワーカーにも批判の目を向けたことを受けて、CCETSWが、これまでの2年間のソーシャルワーカー養成コースを3年間に延伸するよう求めたことにある。2年間のゼネリックな養成教育に加えて1年

間の対象者カテゴリー別専門教育を行い、新たな QDSW (Qualifying Diploma in Social Work) 資格を与えるというものである。その実現には約 4,000 万ポンドを要するとされる。

20年間続いたシーボム改革のゼネリシズムを、児童福祉問題を契機によりやうく転換しようとするものだが、ピンカーは養成コースの1年延伸に真っ向から反対する。むしろ CCETSW が教育・養成コースの教育内容に介入し、規制してきたことこそが、大学のソーシャルワーク教育を時代に即応しないものにしたこと、したがって現在の2年間でも、教育を大学の自主性に委ねれば、十分、時代の要請に答えられるはずだと主張する。「ソーシャルワークが大学教育の主題 (subject) として生き残ることを難しくしている要因が2つある。第1は、シーボムの行政組織と政策目的に関する遺産で、よりよいソーシャルワーク実践と評価の展開を外枠から妨げている。第2に、CCETSWの影響の浸透で、そのゼネリシズム信仰と大学ソーシャルワーク教育のシラバスへの強引な介入は、ソーシャルワークが調査中心の専門職 (research-led profession) となる機会を剥奪する最大の要因となっている。新しい QDSW は、最終学年に専門性復活の契機を与えるかもしれないが、それ以前の2年間の教育カリキュラムが専門性の基礎教育として十分とは到底認め難い。」¹³⁾

ソーシャルワーク研究講座の教授であるピンカーにとって、ソーシャルワーク・コースをソーシャル・アドミニストレーション学部に実質的に統合する道は、社会調査 (research) の研究教育を共通基盤とすること以外にあり得ないのであろう。

おわりに

わが国では、外国からの批判に答えるという口実で、「社会福祉士、介護福祉士制度」が制度化された。だが、それは、先進諸国に前例をみない国家試験を制度化し、しかも指定科目を通じて厚生省が、直接、大学のカリキュラム内容までチェックするという、およそ自由主義国家にふさわしからざる制度として導入された。

わが国の社会福祉においては、もともと「普遍的」「対人社会サービス」など英語からの大きな誤訳が幅をきかせてきたが、「社会福祉士制度」はさらに大きな誤訳を重ねるものというほかない。ここで述べたように、イギリスでもソーシャルワーク教育はなお模索を重ねており、ソーシャル・サービスとソーシャルワーク、そして大学教育と実践家養成の関係については、まだまだ意見が分かれている。わが国にだけそれに代わるコンセンサスが成立しているとは考え難い。

註：

- 1) David V. Donnison et. al., *Social Policy and Administration*, London, Allen & Unwin, 1964, pp.39-40
- 2) Richard M. Titmuss, *Social Policy — An Introduction*, London, Allen Lane, 1974, pp49-50
- 3) Robert Pinker, "Social Work and Social Policy in the Twentieth Century: Retrospect and Prospect", Martin Bulmer et. al., *The Goals of Social Policy*, London, Unwin Hyman, 1989, p.94 ちなみに、この書物は LSE DSSA の75周年シンポジウムをまとめたものである。
- 4) C. Jones, *State Social Work and the Working Class*, London, Macmillan, 1983, p.72, ここでは、註の(3) p.95 から引用
- 5) David V. Donnison, *op. cit.*, p.260
- 6) Younghusband Report, *Report of the Working Party on Social Workers in the Local Authority Health and Welfare Services*, London, HM SO, 1959
- 7) David V. Donnison, *op. cit.*, p.280
- 8) The National Community Development Project, *Forward Plan 1975~76*, London, CDP Information & Intelligence Unit, 1975, p.1
- 9) Barclay Report, *Social Workers: Their Role and Tasks*, London, Bedford Square Press, 1982および
Parsloe Report, *Report of the Council Working Group: Review of Qualification Training Policies*, London, CCETSW, 1983
- 10) Parsloe Report, *op. cit.*, p.3
- 11) *Report of the Inquiry into Child Abuse in Cleveland 1987*, London, HMSO, 1988
- 12) Howard Glennerster, "Requiem for the Social Administration", *Journal of Social Policy*, Vol.17, Part 1, January 1988, pp.83-84

なお、わが国にも1988年来訪したギルバート・スミス (Gilbert Smith) が、このレクイエムに対する反対意見を述べている。関心のある方は次の文章を参照されたい。

G. Smith, "A Paean For the Social Policy Association: A response to Glennerster", *Journal of Social Policy*, Vol.17, Part 3, 1988, pp. 375-9

13) Robert Pinker, *op. cit.*, p. 101

参照文献：

Kit Russell *et. al.*, *Changing Course: A Follow-up Study of Students Taking the Certificate and Diploma in Social Administration at the London School of Economics, 1949-1973*, London, LSE, 1981